

独立行政法人放射線医学総合研究所役員報酬規程

平成13年4月1日

13規程第9号

最終改正 平成22年11月26日

22規程第45号

(総則)

第1条 独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」という。）の役員の報酬については、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、俸給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(俸給)

第3条 常勤役員には、別表の役員俸給表を適用する。

2 常勤役員の号俸は、次の各号に掲げる範囲内で理事長が決定する。

- (1) 理事長 5号俸以上
- (2) 理事 3号俸以上5号俸以下
- (3) 監事 3号俸以下

(非常勤役員手当)

第4条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額は、前条に規定する役員俸給表を基に、その者の占める職、経歴及び勤務形態等により、理事長が決定する。

(地域手当)

第5条 地域手当は、研究所定年制職員等給与規程（以下「給与規程」という。）第30条の規定に準じて役員に対し支給する。

- 2 地域手当の月額は、俸給の月額に100分の9を乗じて得た額とする。
- 3 非常勤の役員には、地域手当は支給しない。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、給与規程第35条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員及び非常勤役員に対して支給する。

- 2 常勤役員に対する通勤手当の月額は、給与規程第35条第2項に規定する額とする。

- 3 非常勤役員に対する通勤手当の月額、給与規程第35条第2項の規定を準用し、その者の当該月における通勤実績に応じた額を翌月の支給定日に支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の例に準じて別に定める。

(報酬の支給日及び支給方法)

- 第7条 役員(期末特別手当を除く。以下次条において同じ。)の支給定日は、毎月17日(その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。ただし、14日以前となった場合には、18日以後において、最もその日に近い休日でない日。)とする。
- 2 役員(報酬は、法令に基づき役員(報酬から控除すべき金額を控除し、その控除後の額を通貨で直接役員に支給する。

(報酬の日割計算)

- 第8条 月の中途において、あらたに役員に任命され、又は役員が退職し、若しくは解任されたときの当該月の報酬については、それぞれ第3条、第4条及び第5条に規定する額を当該月の日曜日及び土曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員に在職した日曜日及び土曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。ただし、月の中途において役員が死亡したときの当該月の報酬については、第3条、第4条及び第5条に規定する額の全額を支給する。

(期末特別手当)

- 第9条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員及びこれらの基準日前1月以内に退職、解任又は死亡した役員に対し、それぞれ基準日の属する月の給与規程第44条第1項の規定に準じて定める日に支給する。ただし、役員が独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第23条第2項第2号に規定する事由により解任されたときは支給しない。
- 2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
    - (1) 6箇月 100分の100
    - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
    - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
    - (4) 3箇月未満 100分の30
  - 3 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員としての前項に規定する在職期間には、その者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。
  - 4 基準日前に研究所を退職し、その退職に引き続き国家公務員となった場合においては、当該職員に

対して期末特別手当は支給しない。

- 5 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職、解任又は死亡した役員にあっては退職、解任又は死亡した日現在）において役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、俸給及び地域手当の月額に文部科学省独立行政法人評価委員会の研究所に対する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて100分の0以上100分の50以下の範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 6 期末特別手当の一時差止め処分等の取扱いについては、給与規程第45条第2号及び第3号並びに第46条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。
- 7 非常勤の役員には、期末特別手当は支給しない。

（端数の取扱）

第10条 この規程の定めるところによる報酬計算において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて、計算する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

（期末特別手当の在職期間）

第2条 この規程の施行日前日まで放射線医学総合研究所の職員として在職した役員の第9条第2項に規定する基準日以前3箇月以内の期間には、平成13年6月1日を基準日とする場合に限り、この規程の施行日前日までの放射線医学総合研究所の職員として在職した期間を含めるものとする。

附 則（平成13年12月7日 13規程第97号）

この規程は、平成13年12月7日から施行する。

附 則（平成14年11月29日 14規程第56号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成14年12月1日から施行する。

（平成14年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

第2条 平成14年12月に支給する期末特別手当の額は、施行日以降の役員報酬規程第9条第2項及び第3項までの規定にかかわらず、これらの規程により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基

準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。

- (1) 平成14年12月1日(期末特別手当について改正後の役員報酬規程第9条第3項前段の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日までの前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給された俸給の額の合計額
- (2) 継続在職期間について改正後の役員報酬規程の規定による俸給の額の合計額

附 則(平成15年3月31日 15規程第16号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(平成15年6月に支給する期末特別手当に関する経過措置)

第2条 平成15年6月に支給する期末特別手当に関する改正後の第9条第2項の適用については、規程中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、第9条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、第9条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、第9条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、第9条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則(平成15年8月7日 15規程第27号)

この規程は、平成15年8月7日から施行し、平成15年6月15日から適用する。

附 則(平成15年10月30日 15規程第36号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成15年11月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

第2条 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、施行日以降の役員報酬規程第9条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規程により算定される期末特別手当の額(以下この条において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(理事長が定める役員にあっては、第1号に掲げる額。以下この条において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。

- (1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者(同年4月

1日に在職していた役員で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。)にあつては、新たに役員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日)において役員が受けるべき俸給、調整手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2)平成15年6月に支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則(平成16年3月30日 16規程第16号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年1月29日 17規程第19号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

第2条 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、施行日後の役員報酬規程第9条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規程により算定される期末特別手当の額(以下この条において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(平成17年6月に期末特別手当を支給された役員のうち、同月1日から同年12月1日までの期間引き続き在職した役員以外の役員にあつては、第1号に掲げる額。以下この条において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。

(1)平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者(同年4月1日に在職していた役員で同日から基準日までの期間において、役員から人事院規則9-118第1条各号に掲げる者として勤務した後、引き続き役員となった者を除く。)にあつては、その新たに役員となった日(当該日が2以上あるときは、平成17年4月2日から基準日までの期間における新たに役員となった日(当該期間において役員が人事交流により引き続き人事院規則9-118第1条各号に掲げる者として勤務した後、引き続き役員となった場合における当該日を除く。)のうち最も遅い日))において役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他人事院規則9-118第3条第1項の規定に準ずる期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則9-118第3条第2項の規定に準ずる月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2)平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

2 前項第1号に規定する合計額に100分の0.36を乗じて得た額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成18年4月1日 18規程第87号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（号俸の切替え）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）は、旧号俸に対応する附則別表の新号俸欄に定める号俸（以下「新号俸」という。）とする。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第3条 切替日の前日から切替日を超えて引き続き任期を有する役員で、その者の受ける俸給月額が切替日の前日において受けていた俸給月額に達しないこととなる者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附則別表

旧号俸	新号俸
1から4	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

附 則（平成21年1月23日 21規程第1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月8日 21規程第32号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年6月8日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

第2条 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第9条第2項の規定の適用については、第9条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則（平成21年12月1日 21規程第41号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

第2条 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、施行日後の第9条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

（1）平成21年4月1日において役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額合計額に100分の0.32を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間にあっては、当該月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成21年6月1日において役員であった者に同月に支給された期末特別手当の合計額に100分の0.32を乗じて得た額

2 前項第1号及び第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成22年3月9日 22規程第3号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月26日 22規程第45号）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

第2条 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、施行日後の第9条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

（1）平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間において役員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、地域手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間に該当する月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

2 前項第1号及び第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるもの

とする。

別表 役員俸給表（第3条関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	724,000
2	780,000
3	838,000
4	917,000
5	989,000
6	1,060,000
7	1,135,000
8	1,204,000